

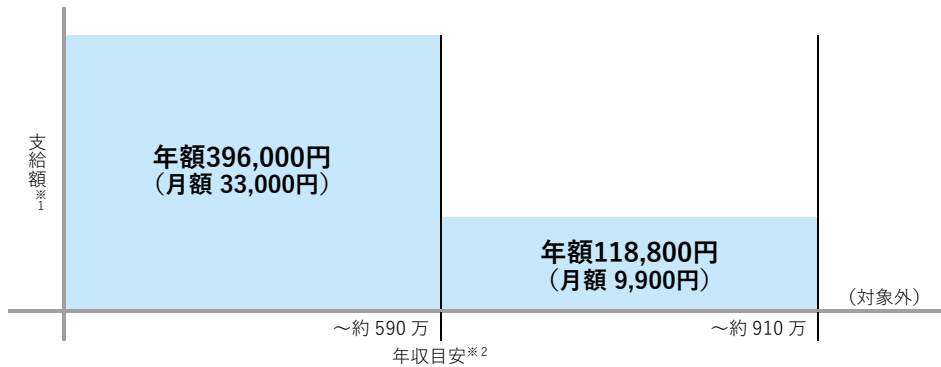
# 令和2年度 高等学校等就学支援金 令和2年4月1日現在

## 申請手続きのお知らせ（私立高等学校等に通う生徒向け）

- このお知らせは、高等学校等就学支援金に関しての都内私立高等学校等に通う生徒とその保護者向けの案内です。
- 就学支援金を受給するためには、在学学校を通じて申請の手続きを行う必要があります。このお知らせをよく確認して、申請手続きを行ってください。
- 就学支援金の手続きは、毎年必要です。昨年度、受給している方は、今年の7月以降（6月までの受給は自動で決定しています。）も継続して受給するためには、手続きが必要となります。
- 転入・編入学等で入学された方は、別途、手続き方法を学校に確認してください。

### 1 制度の対象となる方の判定基準について

■支給額のイメージ（支給額・判定基準） [例：年額で授業料を定める全日制の場合]



※1…上記は、年額で授業料を定める全日制の場合の例であり、通信制課程や単位あたりで授業料を定めている学校とは支給額が異なります。また、在学学校の授業料(減免のある場合は、減免後の額)が上限となります。

※2…年収では審査を行いません。実際の判定は下記の【計算式】で行います。ここでの年収は、モデル世帯(両親の一方が働く、父・母・高校生の子・中学生の子の4人世帯)について、判定基準を収入に置き換えた目安です。

■次の計算式（保護者全員の合計額）で算出した値により判定をします。

【計算式】（※令和2年7月より、判定基準が変更されます。）

時期	計算式	判定基準	加算支給	基準支給	対象外
			年収目安	約 590 万円未満	約 910 万円未満
4月～6月	都道府県民税所得割額 + 区市町村民税所得割額  ※令和元年度の課税額等を使用	判定基準	左記の計算式の値が 257,500 円未満	左記の計算式の値が 507,000 円未満	左記の計算式の値が 507,000 円以上
		支給額	【年額制】月額33,000 円 【通信制】月額 24,750 円 【単位制】1 単位12,030 円	【年額制】月額 9,900 円 【通信制】月額 9,900 円 【単位制】1 単位 4,812 円	支給なし
7月～3月	区市町村民税の課税標準額×6% - 区市町村民税の調整控除の額  ※令和2年度の課税額等を使用 ※住民税の課税地が政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じる。	判定基準	左記の計算式が 154,500 円未満	左記の計算式が 304,200 円未満	左記の計算式が 304,200 円以上
		支給額	【年額制】月額33,000 円 【通信制】月額 24,750 円 【単位制】1 単位12,030 円	【年額制】月額 9,900 円 【通信制】月額 9,900 円 【単位制】1 単位 4,812 円	支給なし

単位あたりで授業料を設定し、徴収している場合の月額の支給限度額は、以下のように取り扱います。

$$1 \text{ 単位あたりの支給額} \div \text{履修期間} \times \text{登録単位数 (年間 30 単位まで)}$$

例) 1 単位あたりの授業料：10,000 円 1 単位あたりの支給額：4,812 円 履修期間：12 月 登録単位：35 単位の場合

○授業料月額：10,000 円 ÷ 12 月 × 35 単位 = 29,166 円 (端数切捨て)

○支給上限額：4,812 円 ÷ 12 月 × 30 単位 = 12,030 円 (年間 30 単位まで)

→ 授業料月額 > 支給上限額 なので、12,030 円

## 2 申込み方法について

■STEP 1：以下の注意事項を確認してください。

- 就学支援金の申請書類は学校に提出していただきます。この案内や、学校の定める期日や提出方法が守られない場合、就学支援金を受給できなくなります。
- 就学支援金の審査には、保護者の個人番号を利用して税情報を取得するため、保護者全員の「**個人番号(マイナンバー)カード(コピー)**」「**通知カード(コピー)**」「**個人番号が記載された住民票**」の3つのうち、**いずれか一つが必要です**（生活保護を受給している場合は、生活保護受給証明書を提出してください。）。いずれも用意できない場合は、学校に手続き方法を確認してください。
- 保護者の税申告を済ませたうえで、**申請手続きをしてください**。税申告をしていない場合、受給資格審査が行えません。税申告をしていない方は、お住いの区市町村等でお手続きをしてください（控除対象配偶者は、税申告は不要ですが、マイナンバーを提出する必要があります。）。

■STEP 2：昨年度末時点の受給資格の有無・直前の申請方法に基づき、学校から「MN継続用」または「MN新規用」いずれかの「意向確認票」を受け取ってください。（MN：マイナンバー）

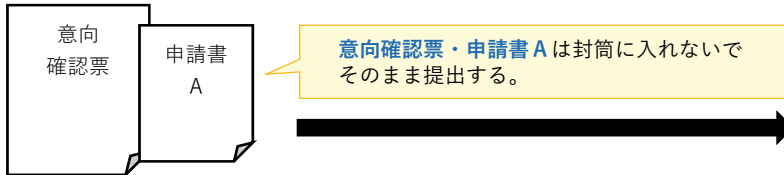
学年	昨年度末時点の受給状況	直前の申請方法	意向確認票の種類
1年生 (転入・編入含む)	—	—	MN新規用
2・3年生	受給していた	MN申請 課税証明書申請	MN継続用 MN新規用
	受給していない ・昨年度に継続申請せず、差止めになった場合 ・申請したが不認定だった場合 ・申請をしていない場合など	—	MN新規用

※昨年度末時点の受給資格の有無・直前の申請方法がわからない方は、学校に問い合わせてください。

■STEP 3：必要な申請書類を学校に提出してください。

- 提出書類は、申請者の状況により異なります。「意向確認票」にしたがって、必要な書類を提出してください。
- 就学支援金は、申請書Aを学校に提出した月から支給されます。原則として遡っての受給はできません。

封筒に入れずにそのまま提出



学校に提出

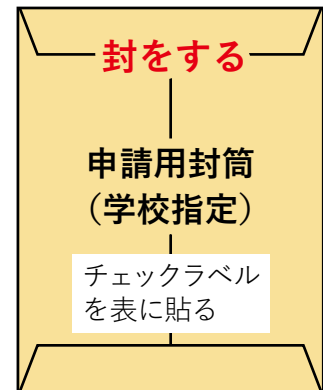
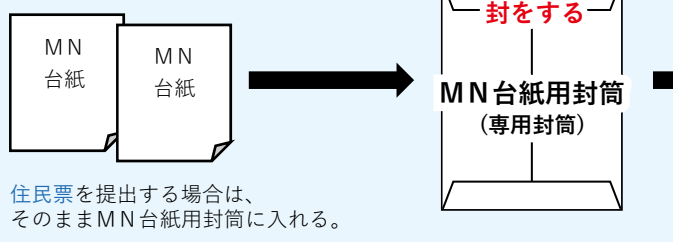
期日・方法は学校の指示に従ってください。



申請用封筒に入れる



さらにMN台紙用封筒に入れる



提出書類	提出方法
意向確認票	「MN継続用」「MN新規用」いずれかを封筒に入れずに、そのまま学校へ提出。
申請書A	封筒に入れずに、そのまま学校へ提出。
申請書B	申請用封筒に入れて提出。
申請書C	申請用封筒に入れて提出。
申請書D	申請用封筒に入れて提出。
マイナンバー台紙	専用のMN台紙用封筒に入れて提出。MN台紙用封筒は、申請用封筒にさらに封入して提出。 ※どちらの封筒も必ず、封入口を厳封してください。 ※MN台紙の作成にあたっては、「マイナンバー台紙」及び「同作成手順」をよく読んでください。

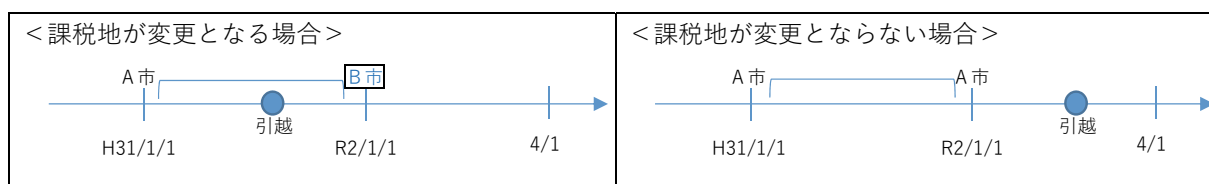
### ～MN継続申請をする2・3年生向け補足事項～

#### (1) 昨年度の申請時と保護者の情報に変更がない方

- 昨年度の申請時から、保護者の住民税の課税地（1月1日現在の住所）や保護者の変更（離婚・死別、養子縁組等）がない場合は、「意向確認票【MN継続用】」のみを提出してください。

#### (2) 昨年度の申請時と保護者の情報に変更がある方

- 保護者の住民税の課税地が変更となった場合は、「意向確認票【MN継続用】」に加えて、申請書C、申請書Dを提出してください。  
住民税の課税地が変更となるのは、令和2年1月1日までに別の区市町村に異動する引越をした場合です。平成31年1月1日と令和2年1月1日時点での住所（同一区市町村内での引越は除く。）が異なる場合は、住民税の課税地が変更となっています。



- 保護者の離婚・死別等により、保護者の人数が減った場合は、「意向確認票【MN継続用】」に加えて、申請書C、申請書Dを提出してください（マイナンバー関係書類は提出不要です。）。これにより、支給額が加算される場合は、提出のあった翌月より、支給額が加算されますので、提出忘れのないように注意してください。
- 保護者の養子縁組等により、保護者の人数が増えた場合は、「意向確認票【MN継続用】」に加えて、申請書C、申請書D及びマイナンバー関係書類（増えた保護者分のみ）を提出してください。マイナンバー関係書類の提出にあたっては、「マイナンバー台紙」及び「同作成手順」をよく読んでください。  
※なお、保護者が再婚しても、再婚相手が親権者とならない（養子縁組を行わない）場合は、就学支援金の収入判定者として扱わないため、手続きは不要です。

## 3

## 留意事項

## (1) 就学支援金の支給額の判定基準となる保護者等について

- 原則として、生徒の親権者（父母）です。例外的に、以下の順に収入判定者を判断します。
  - ①親権者がいない場合：未成年後見人
  - ②未成年後見人がいない場合：主たる生計維持者（原則として健康保険法の扶養者）
  - ③主たる生計維持者がいない場合：生徒本人

## (2) 学校の代理受領について

- 就学支援金は、申請者に代わって、学校が受け取ります（代理受領）。生徒・保護者が直接受け取るものではありません。就学支援金の家庭への充当方法は学校により異なります。充当の時期や方法については、学校までお問い合わせください。

## (3) マイナンバーでの所得確認に関するお願いについて

- マイナンバーを利用した税額等の情報照会を行った際に、正しく情報を取得できない場合があります。こうした場合、東京都私学就学支援金センターより、申請書の記載内容の確認や補正、課税証明書等の書類の追加提出をお願いすることがございますので、予めご了承ください。
- 税情報などを正しく取得できない主な理由は、保護者等の税申告がされていないことや、申請書に記載した課税地が誤っていることなどです。申請の前に、これらに該当しないか予め確認をしてください。

## (4) 保護者等が国外に在住する場合について

- 保護者等が課税賦課日（1月1日）現在、国外に在住しており、課税されていない場合、当該保護者等のマイナンバー書類の提出は不要です（なお、次年度以降、就学支援金の継続受給の手続きをする際に、国内に住所が戻り、国内で課税されるようになった場合は、マイナンバー書類を提出する必要があります。）。

## (5) 保護者等の税更正や変更について

- 受給資格の認定を受けた後、保護者等に税更正や変更（離婚・死別、養子縁組等）があった場合、速やかに手続きを行う必要があります。学校又は東京都私学就学支援金センターに必要な手続きを確認してください。

## (6) 審査に不要となった提出書類について

- 審査に不要となった提出書類（マイナンバー関係書類を含む）は、すべて廃棄させていただきますので、予めご了承ください。

## (7) 個人情報及びマイナンバーの利用目的・範囲、取扱いについて

- 東京都が収集する生徒や保護者等の個人情報は、法令等に従い適正に管理します。また、就学支援金の支給事務に関する一部業務を他の事業者へ委託する場合は、委託先事業者に対して必要かつ適切な指示を行います。
- 提出されたマイナンバーは、就学支援金の支給審査に係る事務のみに使用いたします。
- なお、提出された書類については、一切返却ができません。

## (8) マイナポータルについて

- 内閣府が運営する「マイナポータル」において、マイナンバーを用いて東京都が区市町村と税情報をやり取りした履歴（やり取りされた情報の名称、照会日時、照会機関、提供日時、提供機関等）が確認できるようになっています。確認は、ご自身のマイナンバーカードを用いて行います。
- マイナポータルから行政機関間のやり取り履歴を確認できないようにする事情（DV等被害者が加害者の所在地からマイナンバーカードを置いたまま避難している場合等）がある場合は、確認できないようにすることも可能ですので、東京都（☎03-5388-3181）までお問い合わせください。

## (9) 授業料軽減助成金及び奨学給付金制度について

- この就学支援金制度とは別に、授業料軽減助成金及び奨学給付金制度を東京都が補助し、（公財）東京都私学財団が実施しています。これらの制度は併用が可能ですが、それぞれ申請が必要です。受給条件や手続き方法については、（公財）東京都私学財団（授業料軽減助成金・奨学給付金担当：☎03-5206-7925）までお問い合わせください。
- この授業料軽減助成金及び奨学給付金制度に申請をされた場合は、就学支援金の支給手続きにおいて収集した個人情報を必要な範囲内で利用させていただきます。なお、マイナンバーについては、両制度への利用はできません。両制度の申請をされる場合は、別途、必要書類を揃えてください。

その他、よくある質問については、東京都私学部ホームページ

(<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/hogosha/0000000642.html>) をご覧ください。

## ～ 高等学校等学び直し支援金について ～

高等学校等中途退学し、転入学・編入学・再入学した方は、学び直し支援金を受給できる場合があります。詳しくは、東京都私学部ホームページ (<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/hogosha/0000000076.html>) をご覧いただくか、東京都私学就学支援金センターまでお問い合わせください。

ご不明な点については、在籍している学校又は東京私学就学支援金センターにお問い合わせください。

## 東京都私学就学支援金センター

☎03-5206-7814（午前9:15～午後5:00）

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/hogosha/0000000076.html>

